平成２４年（フ）第９号
岩手県二戸郡一戸町宇別字中村104番地
破産者　西舘　秋男
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第１０７８号
宮城県宮城郡七ヶ浜町境山１丁目１番６－１号
破産者　橋場　隆浩
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２１１号
仙台市若林区蒲町20番57号　クレセール蒲町弐番館105、従前の住所仙台市若林区荒浜字北丁58番地
破産者　中島　茂春
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２１３号
仙台市青葉区水の森３丁目１番24号
破産者　木村　桂子
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１６号
福井県坂井市春江町西太郎丸第18号57番地11
破産者　蛇澤　　聰
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３３号
福井県勝山市滝波町５丁目903番地
破産者　北川　一彦
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８６号
福井県鯖江市和田町第22号５番地
破産者　藤本　正之
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０４０号
愛知県日進市折戸町定納165番地
破産者　市川　絵理
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１７６号
名古屋市緑区鳴海町字大清水109番地
破産者　松浦　佑弥
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４５号
愛知県弥富市東蜆２丁目15番地
破産者　舘　　雅美（旧姓原）
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５３９号
愛知県知多郡阿久比町大字植大字鎮１番地
冨田貞子方、住民票上の住所名古屋市瑞穂区津賀田町１丁目20番地の１
破産者　鎰廣　政幸
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５４１号
愛知県知多郡阿久比町大字植大字鎮１番地
冨田貞子方、住民票上の住所名古屋市瑞穂区津賀田町１丁目20番地の１
破産者　鎰廣美代子
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５５７号
名古屋市緑区ほら貝２丁目82番地の３　グローリアス緑区ほら貝607号
破産者　齋藤　司朗
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６０号
名古屋市中川区服部４丁目1904番地　ローズハイム202号
破産者　森下　　剛
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６７号
名古屋市守山区天子田１丁目1008番地の１
破産者　田川　敦雄
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９２号
大阪府泉佐野市上之郷1462番地
破産者　向井　亮人
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
大阪府阪南市貝掛63番地の３－Ｂ棟210号、前住所大阪府阪南市鳥取669番地の１－405号
破産者　田邉　　肇
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２０９号
大阪府和泉市光明台３丁目１番５－307号
破産者　宮﨑　英美
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３４３号
奈良県生駒市松美台145番地31、開始決定時の住所奈良市藤ノ木台３丁目21番１号
破産者　山口　　勲
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所